

学校図書館と専門図書館 コピーはとれない？

—著作権法第31条の「図書館等」に含まれるために—

報告 2 専門図書館協議会 著作権委員会

本日の内容

1. 専門図書館について
2. 31条「図書館等」要件の確認
3. 自館が31条図書館（「図書館等」）に該当するか（私立図書館）
4. 6号指定を受けるにはどうしたらよいか
5. 6号要件の範囲拡大
6. その他（令和3年度著作権法改正、コメント）

専門図書館

～様々な館種があります～

◆ 専門図書館とは

「特定の専門主題領域の資料を収集・整理・保管して、その専門領域の利用者の利用に供する図書館」

出典：図書館用語集（四訂版）、日本図書館協会、2013.

◆ ユネスコの用語集では

① 特定の専門領域に特化

特定の学問分野の図書館、企業や各種団体の図書館、政府機関や地方議会の図書館

② 特定の種類の資料に特化

雑誌、マンガ、映画フィルム等を収集している図書館

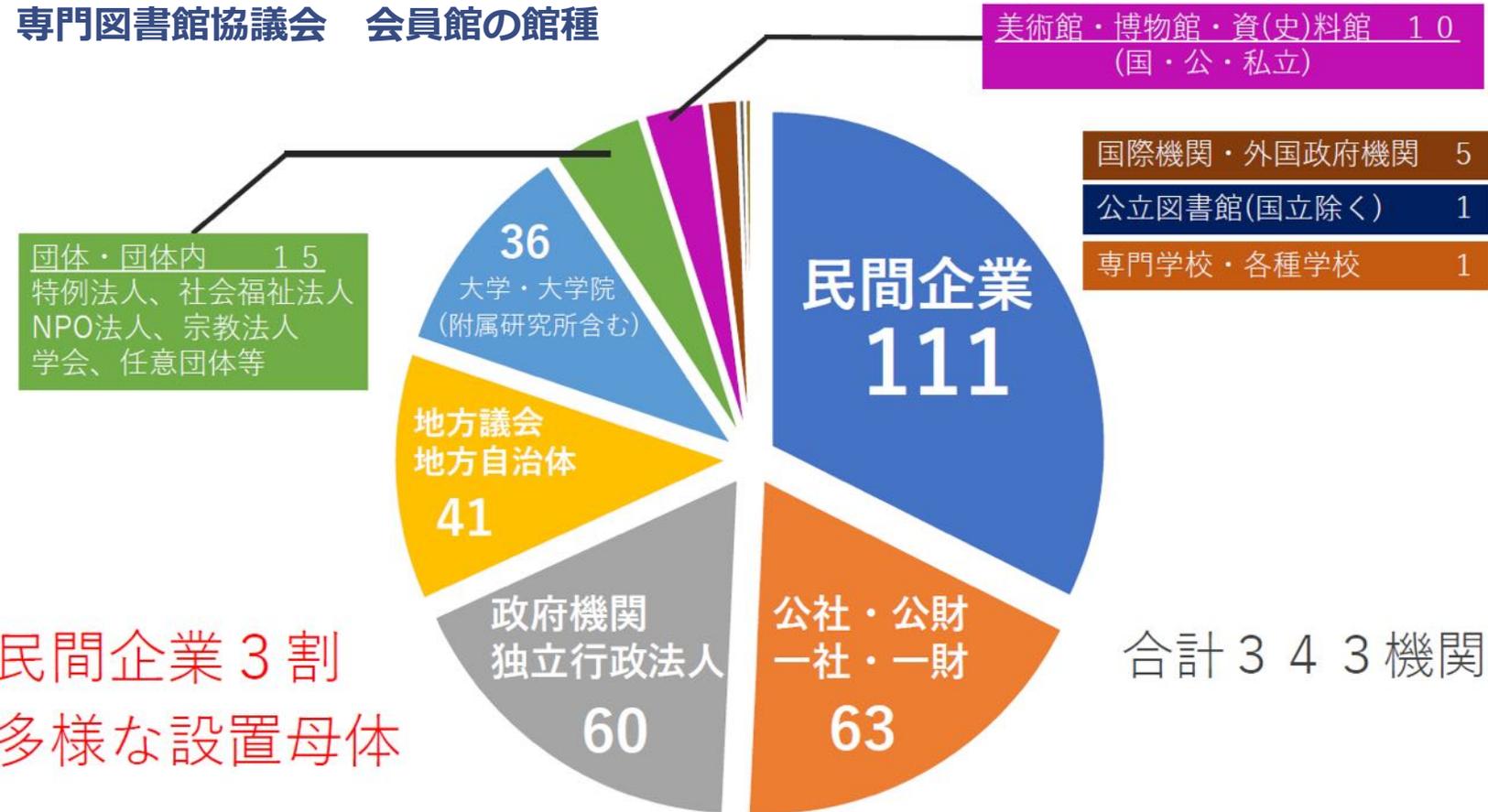
③ 特定の利用者へのサービス

点字図書館、病院患者向けの図書館、刑務著図書館等

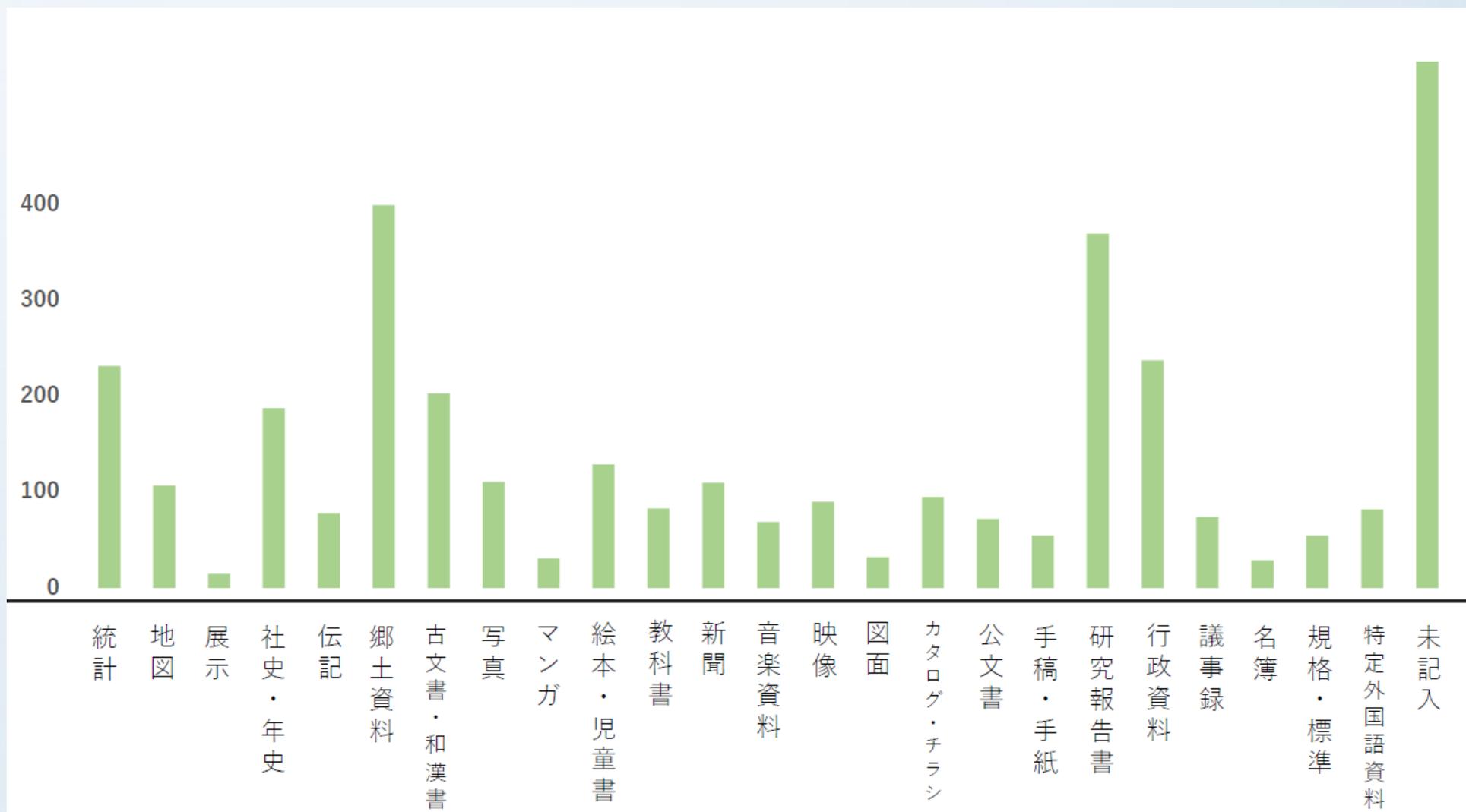
◆ 図書館類縁施設

文書館、博物館、美術館

専門図書館協議会 会員館の館種



専門図書館が所蔵する資料 ～多岐に亘っています～



著作権委員会の活動紹介

次の3つを柱として活動しています。

1. 著作権法の動向を常にチェックし、専門図書館に関わりそうな情報を会員に提供する。
2. 会員の現場での声を集約し、立法機関や権利者会議等届け、働きかけを行う。
3. 情報交換及び著作権問題の解決に向けて、著作権に係る関連団体と連携する。



- 2018年の法改正までカバー
- Q&Aが全部で56
- 900円

著作権法施行令 ～「図書館等」の要件～

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第二条第一項の図書館*
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

*） 地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（図書館法第2条第1項）

◆ 2015年7月1日付で、博物館施設が図書館資料の複製が認められる施設として指定
 指定の内容としては、博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条により博物館に相当する施設として指定された施設で、6号に規定する一般社団法人等が設置するもの

著作権法施行令 ～「図書館等」のまとめ～

号数	対象施設の根拠等	具体例
1号	図書館法2条1項の図書館	公立図書館、私立図書館
2号	学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設	大学図書館、短期大学図書館、高専図書館
3号	大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館	防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校の附属図書館
4号	図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの	国公立の博物館、美術館、文書館（それぞれの附設の図書室を含む）、地方議会図書室（一般公衆の利用に供する業務を主として行うものに限る）
5号	学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの	国公立の研究所、試験所などの図書室（一般公衆の利用に供する業務を行うものに限る）
6号	前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの	「指定施設一覧」の図書館、一般社団法人若しくは一般財団法人等の設置した博物館2条1項に規定する博物館又は同法29条に規定する博物館相当施設など

専門図書館からの問い合わせ

- ✓ 施行令第1条の3第6号指定の要件が知りたい。
- ✓ 指定申請の様式はあるか。
- ✓ 以前、申請したが認められなかった。明確な理由はなかったが、理由を確認できないか。
- ✓ 直近で二つの資料室が指定されているが、指定要件に何か変更か追加があったのか。
- ✓ 設置要件に法人格が必要とのことであるが、指定施設には法人格を有していない機関もある。
- ✓ 企業図書館であるが、公開型で業界の貴重な資料を保管している。

専門図書館における「図書館等」の課題

- ① 自館が31条図書館（「図書館等」）に該当するか
 - 「私立図書館」の要件

- ② 6号指定を受けるにはどうしたらよいか
 - 「6号図書館」の要件

- ③ 6号要件の範囲拡大
 - 運営主体の課題

私立図書館 ～定義（文科省HPより）～

1. 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設
 2. 日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館（図書館法第2条）
- ※図書館法第2条で規定されている「一般社団法人若しくは一般財団法人」は、公益社団法人若しくは公益財団法人も含めたものをいう。
3. 一般社団（財団）法人の定款において図書館の運営等が明記

【私立図書館における「図書館の設置及び運営上望ましい基準」の位置づけ】

私立図書館を運営する上での望ましい基準（目標とすべき基準）であり、拘束するものではない。

私立図書館 ～図書館の設置及び運営上望ましい基準～

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

私立図書館 ～登録制度等～

◆登録制度

✓ ない（よって、私立図書館が何館あるかについての統計資料がない）

◆では、「私立図書館」であるためにどうすればよいか

✓ 先述の要件を満たすことを自館で確認

✓ 不明な場合は担当課（総合教育政策局地域学習推進課）に問い合わせ

6号指定のリスト

指定施設一覧

施設名	指定年月日
公益社団法人日本医師会医学図書館	昭和46年2月22日
公益社団法人日本歯科医師会図書館	昭和46年2月22日
Chamber's Gallery	昭和48年5月25日
一般社団法人日本経済団体連合会経団連レファレンスライブラリー	昭和48年5月25日
一般社団法人全国銀行協会銀行図書館	昭和48年5月25日
公益社団法人全国市有物件災害共済会防災専門図書館	昭和48年5月25日
立正佼成会附属佼成図書館	昭和48年5月25日
一般財団法人日本医業情報センター附属図書館	昭和48年10月9日
BICライブラリ	昭和52年7月25日
一般社団法人日本鉄鋼連盟ライブラリー	昭和52年7月25日
公益社団法人日本化学会化学情報センター	昭和53年2月21日
公益社団法人日本看護協会図書館	昭和53年2月21日
公益財団法人日本海事センター海事図書館	昭和56年2月12日
公益財団法人原子力安全研究協会資料館	昭和57年3月30日
高圧ガス保安協会資料室	昭和57年3月30日
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所	昭和60年10月24日
公益社団法人土木学会附属土木図書館	昭和60年10月24日
独立行政法人科学技術振興機構情報資料館・筑波資料センター	平成8年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ・ビジネスライブラリー	平成15年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ・ビジネスライブラリー大阪	平成15年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館	平成15年10月1日
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源情報センター	平成16年2月29日
独立行政法人国立病院機構文献情報センター	平成17年3月17日
独立行政法人国際交流基金ライブラリー	平成17年3月17日
独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センター	平成17年3月17日
公益財団法人山階鳥類研究所図書室	平成19年4月27日
地方独立行政法人大阪市博物館機構大阪中之島美術館準備室	平成30年4月5日
国立近現代建築資料館	平成31年2月22日
日仏会館図書室	平成31年3月25日
ドイツ日本研究所図書室	平成31年3月25日
社会福祉法人日本点字図書館	令和2年4月10日

◆昭和

✓ 社団法人や財団法人も指定されていた。

◆平成

✓ 社団法人や財団法人での指定はなく、独立行政法人や研究機関等の図書館が指定されている。

過去の指定施設からは指定の要件は読み取れない。

※上記一覧の施設他に、博物館法第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設で著作権法施行令第一条の三第一項第六号に規定する一般社団法人等が設置するものを指定しています。（平成27年6月22日指定）

6号図書館 ～要件と手続き～

◆ 要件

- ① 営利を目的としていない法人であること
- ② 4号該当施設（図書等の保存・公開施設）か5号該当施設（研究施設で資料を公開）と同種であること
- ③ 司書等が配置されていること

②について詳細な資料が必要

- ✓ 図書館設置の根拠や施設の状況
- ✓ 一般公衆の利用に供している状況
- ✓ 指定の必要性に関する資料

◆ 手続き

1. 著作権課へ意思を連絡
2. 提出する資料に関する説明を受け、資料を作成して著作権課に提出
3. 著作権課は指定要件に該当するかどうかを精査し、指定できるかどうか判断

6号要件の範囲拡大 ～背景～

◆ 専門図書館は専門分野の資料を収集

- ✓ 市場に流通されていない資料（アウトオブコマース著作物）
- ✓ 専門分野の過去に遡った、入手困難な資料

◆ 第31条が適用されないために、利用者や専門図書館から、改善を求める声

- ✓ 研究目的での複製ができない。
- ✓ 保存目的での複製ができない。

◆ 著作権者の許諾（第63条）、文化庁長官の裁定制度（第67条）の利用

- ✓ 当日、その場で複写資料が決まる複写サービスに対応できない。
- ✓ 著作権管理団体が管理していない資料も多く、また管理している資料も契約方式が図書館の複写サービスに適さない。

「図書館等」の範囲拡大についての要望

公開型の専門図書館のうち、図書館運営事業の目的が非営利で公益性が認められるものについて、運営主体が営利・非営利にかかわらず著作権法施行令第1条の3の6号指定の施設として認めること

◆ 要望の理由

- ✓ 専門性に特化した、公益性の高い企業図書館や法人格を有さない図書館もある。
- ✓ 専門性が高く入手困難な資料を排架して、情報資源の有効活用という観点から、研究者への利便性向上、また劣化資料の保存のためのアーカイブ化が必要である。

◆ ネットとなっている要件はなにか

- ✓ 運営主体が営利企業
- ✓ 公益性の判断基準
 - 企業においても、CSR経営の観点から、継続的に公益性の高い事業を運営している。
- ✓ 6号要件
 - 運営主体が非営利に限定

パブコメ（2020年12月）と今後の課題

（4）第3章 まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）

公開型の専門図書館のうち、図書館運営事業の目的が非営利で公益性が認められるものについて、設置主体が営利・非営利にかかわらず著作権法施行令第1条の3第1項第6号指定の施設として認めることを要望する。

専門図書館の設置主体としては様々な組織が運営しているが、公開型で専門性を生かして公益性を有していても、設置主体が非営利の法人格を有する施設のみが著作権法施行令第1条の3第1項第6号に該当しているため、非該当の専門図書館は適用外となっている。専門図書館が保有している資料の特徴は、特定の分野に特化しているため一般に入手困難な資料が多いこと、また分野によっては明治期の資料等、著作権者が不明な場合や保護期間が断定できない孤児資料が多いことである。非該当の専門図書館は利用者の求めに応じて複製することができないだけでなく、資料保存のための複製もできないため、入手困難な資料が劣化しても著作権者の許諾が得られなければ複製することができない。

著作権法施行令第1条の3第1項第6号指定の施設としての認定に際しては、具体的な要件を整備し認定基準を明確にすることにより、認定を必要とする専門図書館においては条件整備に努めることができる。公益性が高い情報を提供する幅が広がることで、利用者の調査研究における利便性の向上が期待できる。

今回のワーキングチームでは、「図書館等」の範囲に関する検討はなされていないが、検討を継続することを併せて要望する。

出典：https://jsla.or.jp/jsla/wp-content/uploads/pc_2020.12.pdf

◆ 今後の課題

- ✓ 企業の公益性のある活動は理解できるが、それを**法令にどう落とし込むか**
- ✓ ニーズの有無（実態の把握）が大切で、**説得力のある多くの事例**を集めることが必要

令和3年通常国会 著作権法改正

1. ② 図書館等による図書館資料のメール送信等 (第31条第2項等関係)

【現行制度・課題】

- ・ 国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）を複製・提供（郵送を含む）することが可能。
 - ⇒ メールなどでの送信（公衆送信）は不可
 - ⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

【改正内容】

- ・ 権利者保護のための厳格な要件（次頁参照）の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする。
- ・ 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。
 - (※) 実態上、補償金はコピー代や郵送代と同様、基本的に利用者（受益者）が図書館等に支払うことを想定。
 - (※) 補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行う。補償金額は、文化庁長官の認可制（個別の送信ごとに課金する料金体系、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする想定）



